あるときは、その端数を四捨五入する。）が 1.5 以上 2.0 未満となるものにあつては 1.25 を、当該除して得た数が 2.00 以上となるものにあつては 1.50 を、その他の市町村にあつては 1.00 をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）

⑷　昼間流入人口に係る点数

次の表のDの区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によつて算定した数（整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該数が負数となるときは当該数を零とし、当該数が二〇〇を超えるときは当該数を二〇〇とする。）

Dの区分	算式
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］

D／1,000 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

D　昼間流入人口（国勢調査令によつて調査され、平成 27 年国勢調査報告に掲げられた「常住地又は従業地・通学地による年齢（5 歳階級）、男女別人口及び就業者数」中「従業地・通学地による人口」のうち「県内他市町村に常住」の「総数」と「他県に常住」の「総数」との合計数をいう。）の数

E　平成 27 年人口から昼間流出人口（国勢調査令によつて調査され、平成 27 年国勢調査報告に掲げられた「常住地又は従業地・通学地による年齢（5 歳階級）、男女別人口及び就業者数」中「常住地による人口」のうち「県内他市町村で従業・通学」の「総数」と「他県で従業・通学」の「総数」との合計数をいう。以下同じ。）を控除し昼間流入人口を加えた数を平成 27 年人口で除して得た率（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 1.00 未満の市町村にあつては、 1.00 から当該率を控除した率に 167 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とし、その他の市町村にあつては 0 とする。

を四捨五入する。）が 1.5 以上 2.0 未満となるものにあつては 1.25 を、当該除して得た数が 2.00 以上となるものにあつては 1.50 を、その他の市町村にあつては 1.00 をそれぞれ乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）

⑷　昼間流入人口に係る点数

次の表のDの区分欄の各区分に対応する算式欄の算式によつて算定した数（整数未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、当該数が負数となるときは当該数を零とし、当該数が二〇〇を超えるときは当該数を二〇〇とする。）

Dの区分	算式
［同左］	［同左］
［同左］	［同左］
［同左］	［同左］
［同左］	［同左］
［同左］	［同左］
［同左］	［同左］

D／1,000 に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

D　昼間流入人口（国勢調査令によつて調査され、平成 22 年国勢調査報告に掲げられた「常住地又は従業地・通学地による年齢（5 歳階級）、男女別人口及び就業者数」中「従業地・通学地による人口」のうち「県内他市町村に常住」の「総数」と「他県に常住」の「総数」との合計数をいう。）の数

E　平成 22 年人口から昼間流出人口（国勢調査令によつて調査され、平成 22 年国勢調査報告に掲げられた「常住地又は従業地・通学地による年齢（5 歳階級）、男女別人口及び就業者数」中「常住地による人口」のうち「県内他市町村で従業・通学」の「総数」と「他県で従業・通学」の「総数」との合計数をいう。）を控除し昼間流入人口を加えた数を平成 22 年人口で除して得た率（小数点以下 2 位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）が 1.00 未満の市町村にあつては、 1.00 から当該率を控除した率に 167 を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とし、その他の市町村にあつては 0 とする。